

農福連携ポスター及びのぼり使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、農福連携ポスター及びのぼりを使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用制限)

第2条 農福連携ポスター及びのぼりは、厚生労働省及び農林水産省のほか、都道府県又は市町村が主催又は共催する(委託を含む。)農福連携の共同販売会を実施する場合のみ使用することができるものとする。

(農福連携ポスター及びのぼりのデザイン変更について)

第3条 農福連携ポスターについては、別紙1の規定のとおりとする。
農福連携のぼりについては、別紙2のとおりとし、変更できないものとする。

(使用の中止等)

第4条 農福連携ポスター及びのぼりの使用に関し、第2条に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、厚生労働省及び農林水産省はその使用を差し止めることができる。

(使用料)

第5条 農福連携ポスター及びのぼりの使用料については、無料とする。

(農福連携ポスター及びのぼりに関わる権利)

第6条 農福連携ポスター及びのぼりに関するデザインの権利は、厚生労働省及び農林水産省に帰属する。

(規程の改定)

第7条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第8条 この規程は、平成28年9月27日から施行する。

農福連携ポスターの規定

1. 変更可能部分について

「ノウフクマルシェ」より上段について、変更はできないものとする。

次の（１）から（４）までの項目は必須とし、（５）、（６）については任意とする。

- （１）開催日時
- （２）開催場所
- （３）主催者
- （４）運営事務局の実施団体名、住所、連絡先
- （５）サブタイトル等
- （６）マルシェの特色、アピールポイント

2. 字体

字体については、小塚ゴシック Pro を基本とするが、それがない場合は MSゴシックもしくはそれに類似した字体とする。

3. 字体の色

字体の色については、黒色を基本とするが、１（１）については紫色若しくは黒色とする。

ノウフク
PROJECT

「農業」と「福祉」が
つながって、
日本を元気に！

農福連携マルシェ2016

ノウフクマルシェ

(5) サブタイトル等

(1) 開催日時

平成28年 ○月○日○～○月○日(○) ○:○～○:○

(2) 開催場所

場所：○○○○

(6) マルシェの

特色・アピール
ポイント

「農業」と「福祉」の連携は、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加などの課題に対して、障害者が農業に関わることで補うとともに、障害者にとっては、就業機会の確保や収入の増加につながるもので、「農業」と「福祉」が連携することで、それぞれの課題解決につながっています。また、農福連携は新しい事業や地域コミュニティを育み、その可能性の幅を広げています。「ノウフクマルシェ」は、そんな「農業」と「福祉」の連携で生まれた、地域の農産品や加工品を広くみなさんにご紹介して、ご購入していただくための市場です。



主催

(3) 主催者



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare



農林水産省
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

(4) 運営事務局
の実施団体名、
住所、連絡先

運営事務局：一般財団法人 地方自治体公民連携研究財団
東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル2階 TEL 03-5573-4261 FAX 03-5573-4490

